

消費者庁「ステルスマーケティングに関する検討会」報告書案に対する意見

【該当箇所】

- 「5 3号告示と運用基準の方向性について」
- 告示改正全般

【提出意見】

- 報告書案で示された景品表示法による新たなステルスマーケティング規制には、民間放送におけるCMや番組の制作・放送に配慮した内容が盛り込まれている。
- しかし、新たな告示および運用基準の運用によっては、番組内で商品やサービスを取り上げることに伴って番組制作者に萎縮効果が生じ、視聴者・リスナーに有益な情報提供ができなくなる懸念が拭えない。
- また、放送とインターネットの連携などの技術進化に伴う新たな広告営業開発が萎縮するおそれもある。
- 新たなステルスマーケティング規制の運用にあたっては、こうした問題が生じないように、慎重な判断を要望する。

以 上